⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案［ＶＥ提案］により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書［ＶＥ提案］を提出すること。ただし、技術提案［ＶＥ提案］が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

⑻　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

⑼　手続における交渉の有無　無。

⑽　契約書作成の要否　要。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒀　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⒄　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Tomari Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Kinugawa left bank Kokinu downstream embank protection.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 2 July 2018.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 13 September 2018 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 13 September 2018).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama Shintoshin National Government Building Tower-2　2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年６月７日

日本中央競馬会　施設部施設総務課

契約等担当職　植田嘉奈子

◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　美浦トレーニング・センターバイオマスプラント新設工事

⑶　工事場所　茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500－２

⑷　工事内容　バイオマス発電プラントの新設

⑸　工期　平成35年６月30日まで

⑹　本工事は、設計業務と建設業務を一括して契約するものであり、落札者の決定に際しては設計業務に係る金額及び建設業務に係る金額の提出並びに設計業務及び建設業務に係る技術の提案を求め、価格と技術によって落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2　一般競争参加資格　入札参加希望者は、設計業務を担当する者（以下「設計担当企業」という。）と建設業務を担当する者（以下「建設担当企業」という。）によって構成される設計・施工連合体（以下「連合体」という。）とし、設計担当企業は１者、建設担当企業は２者までとする。

なお、設計担当企業にあっては次の⑴～⑻に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者であること。

また、建設担当企業にあっては次の⑴～⑼に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であるか、次の⑴～⑻に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、⑼⑽の条件を満たしている者であること。ただし、設計部門を有する建設担当企業であって、本件に関する設計業務と建設工事を一括して実施することが可能な企業については、⑴～⑼（ただし、⑺の設計担当企業に関する記載部分を除く）の条件を満たせば、当該建設担当企業を上記連合体とみなして、入札への参加を認める。なお、この場合における特定ＪＶの結成は認めない。

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、本会の競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

⑶　一般競争参加資格確認申請書提出期限日から開札の時までの期間に、本会の設計業務等委託契約または工事請負契約に係る指名停止措置を受けないこと。

⑷　本工事に係る設計業務等の受託者と建設業務の受託者の間に資本又は人事面において関連がないこと。

⑸　暴力団等の反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）と関与する者でないこと。

⑹　次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑺　設計担当企業にあっては、本会における平成29―30年度の測量・建設コンサルタント等のうち建築関係コンサルタントに係る競争参加資格の確認を受け、かつ、総合数値が80点以上であること。

建設担当企業にあっては、本会における平成29―30年度の機械器具設置工事に係る競争参加資格の確認を受け、かつ、美浦地区での工事を希望する旨の登録をしていること。

⑻　平成10年以降に完成・引渡しを完了した工事に係る設計業務または建設工事について、次に揚げる実績を要すること。

①　設計担当企業または設計部門　焼却施設（ストーカー方式または流動床方式）設置工事に係る設計業務実績を有すること。

②　建設担当企業　焼却施設（ストーカー方式または流動床方式）設置工事に係る施工実績を有すること。

ただし、特定ＪＶとしての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。